

改正

令和3年3月22日市長決裁

上尾市危険ブロック塀等撤去築造補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地震が発生した場合に、ブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するとともに、通行人の安全を確保するため、危険ブロック塀等を撤去し、又は撤去した範囲において新たに塀等の築造を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公衆用道路等 道路法（昭和27年法律第180号）の道路、建築基準法（昭和25年法律第201号）で規定する道路又はこれに準ずる通路及び通学路で交通の用に供するものをいう。

(2) 危険ブロック塀等 市内の公衆用道路等に面した、コンクリートブロック造、石造その他の組積造又は組立式コンクリート造の塀又は門柱で、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8の規定に適合しないもの

イ 公衆用道路等からの高さが0.8メートル以上で、かつ、劣化又は損傷が著しく、地震により倒壊するおそれのあるもので、撤去する必要があると市長が認めるもの

(3) 撤去工事 危険ブロック塀等を解体し、かつ、処理処分する工事（部分的な除却等の改修工事を除く。）をいう。

(4) 築造工事 この要綱の規定による補助金の交付を受けて行い、又は行った撤去工事に係る危険ブロック塀等が存する同一の敷地において、建築基準法の規定に適合したコンクリートブロック造その他の組積造（石造を除く。）の塀若しくはコンクリートの基礎に緊結されたフェンス等（以下「ブロック塀等」という。）の築造又は生垣の設置を行う工事をいう。

(5) 市内事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、次条に規定する補助対象事業を行う危険ブロック塀等の所有者又は危険ブロック塀等と同一の敷地に存する建築物の区分所有者の団体若しくは管理者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体若しくは管理者をいう。）若しくは団地建物所有者の団体若しくは管理者（同法第65条に規定する団地建物所有者の団体若しくは管理者をいう。）であって、国、地方公共団体その他公共団体又は独立行政法人若しくは本市以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人その他本市以外の地方公共団体の設立、出資等に係る法人以外のものとする。

（補助金の交付の対象となる事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、撤去工事又は築造工事であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 市内事業者の施工によるものであること。
- （2） 撤去工事に係る危険ブロック塀等が、建築基準法その他の法令に違反していることが明らかでないこと。
- （3） 撤去工事及び築造工事に係る契約が、当該撤去工事又は築造工事に係る補助金の交付の決定のあった日以後に締結されていること。
- （4） 販売を目的とした整地、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為等によるものでないこと。

2 前項に定めるもののほか、築造工事において築造するブロック塀等及び設置する生垣の構造については、次に掲げる基準のいずれにも該当するものでなければならない。ただし、市長が安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

- （1） 地区計画の定められた区域にあつては、当該区域に適用される制限に適合するものであること。
- （2） コンクリートブロック造の塀にあつては、その高さが60センチメートル以下であり、根入れが35センチメートル以上であること。
- （3） フェンス等にあつては、軽量素材のもので、その高さが1.6メートル以下であること。

（補助金の交付の対象となる経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次条第1項において「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その

額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が20万円を超える場合にあっては、20万円とする。)を合算した額とする。

(1) 撤去工事 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

ア 補助対象経費の額

イ 撤去する危険ブロック塀等の見付面積(鉄製格子、門扉その他これらに類する附属物の部分の面積を除く。次号イにおいて同じ。)に、1平方メートルにつき7,000円を乗じて得た額

(2) 築造工事 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

ア 補助対象経費の2分の1に相当する額

イ 築造するブロック塀等又は設置する生垣の長さ、1メートルにつき1万5,000円を乗じて得た額

2 補助金の交付は、危険ブロック塀等が存する同一の敷地に対して、前項各号に掲げる補助対象事業の区分ごとに各1回を限度とする。

(交付申請書の添付書類)

第7条 規則第5条第1項第5号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 付近見取図及び配置図(撤去工事又は築造工事の範囲が明示されているものに限る。)

(2) 立面図(寸法が明示されているものに限る。)及び危険ブロック塀等の見付面積表

(3) 現況写真(危険ブロック塀等の状況が確認できるものに限る。)

(4) 補助対象事業に要する経費についての見積書の写し

(5) 築造工事にあつては、詳細な仕様が明示された承認図、施工図等

2 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の交付申請書には、同項第1号から第4号までに掲げる書類の添付は、要しない。

(権利譲渡の禁止)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助事業の軽微な変更)

第9条 規則第7条第1項第1号及び第10条第1項に規定する市長の定める軽微な変更とは、補助金の額に変更が生じないものとする。

2 補助事業者は、補助対象事業の計画の軽微な変更をした場合は、上尾市危険ブロック塀等撤去築造計画変更報告書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(状況報告の方法)

第10条 規則第11条に規定する報告は、上尾市危険ブロック塀等中間状況報告書（第2号様式）に鉄筋の配筋、根切り等が施工図と照合できる写真等（築造工事の施工前の状況が確認できるものに限る。）を添えてこれを行い、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告書の提出期限）

第11条 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（実績報告書の添付書類）

第12条 規則第13条第1項第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- （1） 配置図及び立面図
- （2） 補助対象事業の工事施工中及び完了状況を確認することができる写真
- （3） 補助対象事業の実施に係る工事請負契約書等及び領収書の写し
- （4） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票E表）の写し
- （5） 補助対象事業の内容の軽微な変更をした場合にあっては、変更後の仕様書及び見付面積表

2 規則第13条第2項の規定に基づき、同条第1項の実績報告書には、同項第1号に掲げる書類の添付は、要しない。

（交付請求書の提出期限）

第13条 規則第16条第2項の規定による補助金等交付請求書の提出は、規則第14条の規定により補助金の額の確定の通知をした日から起算して30日を経過する日又は当該通知をした日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（関係書類の保管）

第14条 規則第22条の規定により整備する書類及び帳簿は、補助対象事業の完了の日（この要綱の規定による補助金の交付を受けて築造工事を行った場合にあっては、当該築造工事の完了の日）の属する市の会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

（その他）

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成30年度分の市予算に係る補助金から適用する。

第 1 号様式 (第 9 条関係) (略)

第 2 号様式 (第 10 条関係) (略)